

中小企業・小規模事業者の皆様へ

この機会に是非、
ご相談ください。

相談無料

秘密厳守

事業環境変化対応型支援事業

個別相談会

新型コロナウイルス感染症の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入、エネルギーその他の物価高騰等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者を対象に、当所では相談員を配置し、下記の中小企業支援施策を始めとする様々な施策に関する相談に対応するための個別相談会を実施いたします。

設備投資・販路開拓

生産性革命推進事業

- ・小規模事業者持続化補助金
- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金

中小企業等事業 再構築促進事業

- ・事業再構築補助金

インボイス制度

消費税制度の仕組み

適格請求書等保存方式
(インボイス)の仕組み

消費税軽減税率の概要

最低賃金引上げ

最低賃金引上げに向けた
中小企業・小規模事業者への
支援事業

- ・業務改善助成金 等

相談日

令和5年10月23日(月)～令和5年12月25日(月)

毎週月曜日開催(平日のみ) ※個別相談会に参加できない方には、電話でのご相談も随時対応いたします。

時間

午後1時～午後4時 (お一人様1回55分以内、複数回利用可能)

お申し込み

事前予約が必要です。裏面申込書によりFAXでお申し込みください。(先着順)

会場

太田商工会議所 2階 相談室(予定)

相談員

中小企業診断士、経営指導員

裏面申込書により
お申し込みください



施策名	内 容
生産性革命推進事業	コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保等のため、事業者を支援する事業です。生産性革命推進事業には「ものづくり補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」の3つの補助事業があります。本事業では、生産性革命補助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入を促進するための一部の費用を補助します。
最低賃金引上げ	最低賃金引上げによる支援事業の一つに業務改善助成金があります。業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。
インボイス制度	令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。また、登録を受けるには課税事業者である必要があります。